

大枝ポンプ場外周測量業務委託 特記仕様書

(趣旨等)

第1条 守口市の公共事業(下水道事業)の適正な執行に必要な、大枝ポンプ場の測量、境界確定及び登記に伴う、公共嘱託登記業務に関し、土地家屋調査士へ発注するための業務内容その他必要な事項を、この特記仕様書に定める。

(用語の定義)

第2条 この特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- 一 業務区域 業務を行う区域として別紙特記事項一覧で指示する範囲をいう。
- 二 権利者 業務区域内に存する土地の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。
- 三 調査職員 受注者への指示、受注者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、土木工事設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)第11条第1項により発注者が受注者に通知した者をいう。
- 四 検査職員 契約書第33条第2項に定める完了検査において検査を実施する者をいう。
- 五 主任技術者 土地家屋調査士法に規定する土地家屋調査士であって、契約書第12条第1項により、受注者が発注者に通知した者をいう。
- 六 指示 発注者の発議により調査職員が受注者に対し、業務の遂行に必要な方針、事項等を示すこと及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求めることをいう。
- 七 協議 調査職員と受注者又は主任技術者とが相互の立場で業務の内容又は取扱い等について合議することをいう。
- 八 報告 受注者が業務に係る権利者又は関係者等の情報及び業務の進捗状況等を、必要に応じて、調査職員に報告することをいう。
- 九 調査 土地の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所(業務区域内の土地を管轄する地方法務局(支局を含む。))等での調査をいう。

(基本的処理方針)

第3条 受注者は、業務を実施する場合において、不動産登記法、不動産登記令、不動産登記規則、不動産登記事務取扱手続準則、及び本特記仕様書に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。また、大阪府公共測量作業規程に準拠するよう努めなければならない。

(業務の内容)

第4条 業務の内容は、以下の資料に準拠するものとする。ただし、以下の資料の各規定に相互に矛盾や見解の相違がある場合は、表記が上にある資料の規定を優先するものとする。また、特記事項については、別紙 特記事項一覧のとおりとする。

- ・公共嘱託登記(土地家屋調査士)業務積算基準(国土交通省近畿地方整備局)
- ・大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会業務報酬運用基準
- ・大阪府公共測量作業規程

(履行上の義務及び心得)

第5条 受注者は、業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続は、迅速に処理しなければならない。
- 二 業務の履行期間中及び業務の完了後においても、業務を履行する上で知り得た発注者に係る情報及び権利者側の事情、成果品の内容等の業務に関する情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。
また、主任技術者及び業務に従事させる受注者の使用人に対して、そのために必要な措置を講じなければならない。
- 三 業務は補償の基礎となる権利者の財産等に関する可能性のあるものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を厳に慎むよう、主任技術者及び業務に従事させる受注者の使用人等に対して必要な措置を講じなければならない。
- 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けなければならない。

(提出書類)

第6条 受注者は、契約書第3条、第12条第1項、第13条第1項に掲げる書類を提出期日までに発注者に提出しなければならない。

(調査職員の指示等)

第7条 受注者は、業務の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせて上、調査職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、業務の実施に当たりこの特記仕様書又は調査職員の指示について疑義が生じたときは、調査職員と協議するものとする。

(立入り及び立会い)

第8条 受注者は、業務のために権利者が占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、調査職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、業務を行うため土地の立入り調査等を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(身分証明書の携帯)

第9条 発注者は受注者に、下水道法第32条第1項に基づく身分証明書を発行する。受注者は、履行期間のあいだ、身分証明書を業務に従事する者すべてに携帯させるものとする。

2 業務に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

(調査職員への進ちよく状況の報告)

第 10 条 受注者は、業務の業務月報を作成するとともに、調査職員から業務の進ちよく状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(成果品の一部提出等)

第 11 条 受注者は、業務の実施期間中であっても、調査職員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 受注者は、前項で提出した成果品について調査職員が審査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果品)

第 12 条 受注者が提出する成果品は、別表のとおりとし、次の各号により成果品を作成するものとする。

一 成果品の表側に業務名、受注年度(又は履行期限の年月)、受注者の名称を記載する。

二 目次及び頁を付す。

三 容易に取りはずすことが可能な方法により編纂する。

2 本特記仕様書に様式の定めがないものは、調査職員の指示による。

3 成果品の提出部数は、正副各 1 部とする。

4 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第 45 条第 3 項に定める契約不適合責任期間の間、保管し、調査職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

第 13 条 受注者は、検査職員が業務の完了検査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。

2 受注者は、検査のため必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

(その他)

第 14 条 受注者は、この特記仕様書に疑義が生じたとき、この特記仕様書によりがたい事由が発生したとき及びこの特記仕様書に記載のない事項については、調査職員と速やかに協議し、指示を受けるものとする。

●業務区域 大枝ポンプ場(守口市松下町 1-97)



●業務区域の地番一覧

<ポンプ場敷地が該当する地番>

松下町 10-24、 10-28

<上記地番に隣接する地番>

松下町 2-2、 10-16、 10-20、 10-23、
2-3、 10-19、 10-22、 無番地

●発注者から受注者へ貸与する予定の資料

- ・発注時点の業務区域の土地の公図、地積測量図、全部事項証明書
- ・用地買収に関する資料、建築確認に関する資料、過年度の官官境界明示書類、過年度の官民境界明示書類のすべて(ただし、いずれも大枝ポンプ場に関するもので、かつ発注者が保有するものに限る。)

●成果品一覧

・公簿類(写) ・地図類(写) ・図面類(写) ・疎明書面(写) ・現況写真 ・協議録 ・立会写真 ・立会署名 ・官民境界平面図	・官官境界平面図 ・断面図 ・境界確定書 ・面積計算書 ・筆界点精度管理表 ・測設写真又は測設点箇所図及び測設点座標一覧表	・準拠点写真又は埋設点箇所図及び埋設点座標一覧表もしくは地積測量図(写) ・書類作成業務において文案を要するものとして作成した書類	・書類作成業務において原本の複製として作成した書類 ・登記嘱託書(案) ・地積測量図 ・土地所在図 ・調査報告書
--	--	--	--